

令和3年4月23日第2回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更について
第 2		会期の決定（1日間）
第 3		常任委員の一部変更について
第 4	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）
	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）
第 5	報告第3号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 6	議案第58号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）
第 7	議案第57号	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

令和3年第2回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（令和3年4月23日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更について……………	6
第 2		会期の決定（日間）……………	6
第 3		常任委員の一部変更について……………	6
第 4	報 1	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）……………	7
	報 2	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）……………	7
第 5	報 3	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………	8
第 6	議 58	令和3年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）……………	10
第 7	議 57	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて……………	12


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

これより令和3年第2回三次市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、新型コロナウイルス感染予防として、マスクの着用、マスク着用での発言としています。発言等が聞き取りにくい場面もあることと思われませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

本日の会議録署名者として、月橋議員及び伊藤議員を指名いたします。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、4月21日に、ほぼ3か月ぶりに全国で5,000人以上の新規感染者が確認されるなど、関西方面を中心に、第4波とも言われる急激な感染再拡大が続いております。このため、国では、東京都、大阪府など4都府県を対象に、緊急事態宣言の発令を決定する見込みであります。

広島県においては、累計の感染者数が5,500人を超えており、県では、4月19日に、県内の感染状況をこれまでのステージ1から、約2か月ぶりにステージ2に引き上げたところでございます。

一方、本市におきましては、市民の皆様、事業者の皆様、そして、医療・福祉従事者を始めとした関係者の皆様の御協力によりまして、1月23日以来、新規感染者は確認されておられません。しかしながら、現在の国内、県内の状況を見ると、人口規模の小さい地域でも感染拡大が生じておきまして、警戒を要する重要な時期にあるというふうに考えています。本市といたしましては、こうした状況を受けまして、昨日、新型コロナウイルス感染症三次市対策本部の第28回会議を開催し、特に、今後、ゴールデンウィークを迎えるに当たり、市民及び事業者の皆様に対して、改めて感染防止対策の徹底を呼びかけることを申し合わせたところでございます。

市民の皆様におかれましては、繰り返しになりますが、マスクなしでの会食や会話を避けていただくなど、徹底した感染防止対策を継続していただきますとともに、風邪症状の場合は、出勤や登校をせず、すぐに医療機関に相談していただくこと、そして、症状がない場合でも、何らかの御事情により感染が心配な場合は、みよしまちづくりセンター駐車場の三次PCRセンターを積極的に利用していただくことをお願いいたします。また、事業者の皆様におかれましても、感染拡大地域等への出張は極力行わないこと、感染が心配される場合は従業員にPCR検査を積極的に受けていただくこと、過ごしやすい時期となつてまいりましたので、特に休

憩所や昼食の場面などでの換気を徹底していただくことなど、職場内での感染防止ルールを定め、徹底していただきますようお願いいたします。市といたしましても、このゴールデンウィーク期間中の感染拡大を防ぐため、一層積極的な広報を図ってまいります。

本市といたしましても、4月19日から高齢者の皆様を対象とした新型コロナウイルスのワクチンの接種を開始いたしました。ワクチンは、発症や重症化の予防、集団免疫の獲得につながる有効な手段であります。三次地区医師会の全面的な御協力の下で、各医療機関において万全の接種体制を構築して対応していただいております。4月中はワクチンの供給量が限られていますが、関係機関と引き続き連携しながら、接種を希望される市民の皆様が確実にワクチンを接種できるよう努めてまいります。

昨日には、広島県内で新たに42名の感染が確認されました。新規感染者数が40人台となるのは1月22日以来でありまして、感染拡大を抑え込むことができるかの正念場であるというふうに思っております。市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、いま一度感染拡大防止対策を徹底し、細心の注意を払っていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

本日は、報告3件、議案2件を提案させていただくことにいたしております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私からの行政報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の一部変更について

○議長（新家良和君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

議員の会派の異動により、議席の一部を変更する必要があります。議席を、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席のとおり議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま着席のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 常任委員の一部変更について

○議長（新家良和君） 日程第3、常任委員の一部変更についてを議題といたします。

議員の会派の異動に伴い、広報広聴常任委員の一部を変更する必要があります。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、山田議員に替わり、増田議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、山田議員に替わり、増田議員を広報広聴常任委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(三次市税条例等の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(三次市都市計画税条例の一部を改正する条例)

○議長(新家良和君) 日程第4、報告第1号及び報告第2号専決処分の承認を求めることについて、報告2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました報告第1号及び報告第2号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例ほか1条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、個人住民税では、住宅ローン控除が受けられる適用期間13年の特例について、令和4年末までの入居期限の延長等を、固定資産税では、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る税負担の調整等を、軽自動車税では、自家用の電気自動車等を対象とした環境性能割の非課税措置を令和3年末まで延長することなどを定めるほか、引用条項及び字句の整理を行おうとするものであります。

また、附則において、課税免除を定める条例に、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置を加えようとするものであります。

次に、報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第

179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するなどの改正をするものであります。

以上、報告2件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより報告第1号及び報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号及び報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（新家良和君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第3号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申

し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げるものであります。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） この案件に関しまして、住まいは命に関わることだと思いますけれども、福祉にこれをつなげていくというお考えがあるのかどうか教えていただけたらと思います。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美総務部長。

○総務部長（細美 健君） 公営住宅につきましては私のほうが所管をしておりますので、私のほうから、この明渡しの部分についての御説明をさせていただければと思います。

一般的なスキームで申し上げますと、3か月滞納が続きますと督促をさせていただきます。残念ながら、本案件につきましては、複数回督促をさせていただいて、お支払いを頂くのですが、また次に督促させていただくという状況が続きまして、今回の案件につきましては7か月分の家賃が滞納になっておるというところで明渡しをお願いしたものでございます。

まず、明渡しに関しましては、当然、収入認定をさせていただきまして、お支払いいただける限度の家賃をお願いしておるものでございます。これは、受益者の負担として当然をお願いをさせていただくべきものかというふうに考えております。議員御質問の福祉の部分でございますけれども、例えば急激に収入が下がったような場合でございましたら、そうしたところに対する支払い猶予、減免という制度も持ち合わせておりますし、また、一般的な制度といたしまして、家賃等の貸付け制度、それから、各種福祉の相談窓口等ございますので、そうしたところを御利用いただきながら、やはり負担していただくべきものはお願いをさせていただき、一方で、そうした福祉制度、こうしたものを活用、利用、こういうところについては促していくというような対応を取るべきものというふうに考えております。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） いろいろなそういう制度があるのであれば、きちんとその方に伝わるような取組を継続していただけると助かると思います。

以上です。

○議長（新家良和君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第58号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第58号令和3年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第58号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第58号令和3年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,979万円を追加し、補正後の総額を378億4,525万7,000円にしようとするものであります。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を新設し、給付金710人分、3,550万円及び事務経費429万円、合わせて3,979万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金3,550万円及び給付事務費補助金429万円、合わせて3,979万円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） それでは、質問をさせていただきます。

今回のこの子育て世帯生活支援特別給付金は、令和3年3月16日の緊急対策関係閣僚会議におきまして提言されたものかと思えます。こちら、支給対象者の方の条件が3つほどあったかと思えます。まず1つ目が、4月分の児童扶養手当を受給されている方、この方は申請が不要であると。しかし、例えば公的年金給付等を受給されている方であったり、または家計が急に変化された方、いわゆる家計急変者と言われる方は申請が必要であると。三次市において、申請が不要な方は5月に児童扶養手当と一緒に入ってくるということを予定しているということであるんですが、この申請が不要な方は現在三次市にどれぐらいいらっしゃるのか、どのように把握されているのか質問いたします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 申請の不要な方といたしますのは、令和3年4月分の児童扶養手当受給者ということになります。今、見込みとしましては、363世帯、児童563人ということで見込んでおります。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） ありがとうございます。申請が必要な方はこの三次市にどれぐらいいらっしゃるのか、その見込みといたしますか、把握している数字がありましたら、ぜひ教えてください。もし、その数字を把握されていて、もちろん申請が必要なわけですから、告知等をしていかないといけないわけです。どのように告知されようとしているのか、お考えがあればお願いいたします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 申請の必要な方ということでございますけれども、この方については、昨年度、令和2年度の申請状況、実績であるとか、それから、今後の児童扶養手当の申請見込みというところから数字を見込んでおります。これにつきましては、公的年金等を受給していることによって、今現在、児童扶養手当の支給を受けていない方という、この方については21世帯程度、それから、令和3年4月分手当を受給していないけれども、新型コロナの影響を受けて家計が急変して、児童扶養手当受給者の方で収入が相当する水準に下がった方というのを55世帯見込んでおります。したがって、児童数としましては合計147人程度を見込んでおります。

それから、これらの方に対する周知でございますけれども、正確に市のほうで誰々がということは把握しておりませんので、この方々につきましては、まずは市の広報紙5月号に掲載を始めまして、あとはホームページであるとか、それから、窓口で把握した方への周知、あわせて、児童扶養手当ではないところの、例えばひとり親家庭医療等で把握している方については、個別に通知をするということも考えております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号令和3年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第57号 三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 日程第7、議案第57号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第57号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第57号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日をもって異動いたしました三次市固定資産評価員、今井誠前三次市市民部課税課長の後任として山本政幸三次市市民部課税課長を同評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は同意することに決しました。

以上で今臨時会に付議された事件の審議は終了いたしました。

これで令和3年第2回三次市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時27分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月23日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 月橋寿文

会議録署名議員 伊藤芳則